

第3章 墓地基本計画がめざすもの

3-1 墓地施策の基本目標

(1) 墓地の将来像

墓地を取り巻く現況把握及び墓地施策の取り組み課題として、大きくは、既存墓地の適正管理、新たな墓地需要への対応、適正な墓地立地の規制と誘導、計画的な墓地施策の展開が挙げられます。

また、第三次宜野湾市総合計画では、将来都市像として「市民が主役の『ねたて』の都市・ぎのわん」を掲げています。この将来都市像を構築するために、次の5つの基本目標を設定しています。教育・文化・市民参加の面からは「市民とともに歩み響きあう都市」を、経済産業面からは「創意工夫に満ちた元気な都市」を、福祉・防災の面からは「安心して住み続けられる都市」を、環境対策・都市基盤整備の面からは「持続発展可能な美しい都市」を、さらに基地からの自立観点からは「平和で発展する都市」としています。

これらの都市づくりと市民にとってかけがえのない墓地との共存を考え、今後の本市における墓地の将来像を「地域文化に根ざした墓地と人・都市が共存するまちづくり」とします。

(2) 施策の基本目標

計画課題を解決するため、墓地基本計画に係る基本目標を次のように設定します。

基本目標 1

既存墓地の適正管理に努め、居心地の良い快適な環境づくりをめざします

既存墓地を取り巻く課題として、住宅と墓地の混在、墓地管理の不十分さによる環境の悪化、無縁墓地及び空き墓の発生による生活環境や景観の悪化、無許可による無秩序な墓地の立地、農地の墓地化等が挙げられます。

既存墓地の管理不十分や荒廃による生活環境の悪化や景観の阻害を招かないよう、管理ルールを取り決めや監視体制の強化等を図っていきます。また、無縁墓地や空き墓等については、所有者又は管理者を探し、管理や必要に応じて移転等を促すと共に、所有者不明の場合は、適正な手続きによる合祀や跡地利用を促進します。無許可墓地には無許可の実態を所有者に知らせると共に、拡大しないよう墓地業者も含めて啓発活動を展開します。このように既存墓地の適正管理と対策を講じ、良好な環境の維持・創出をめざします。

基本目標 2

新たな墓地需要に応える墓地の整備を推進します

本市では平成44年までに3,620基（約3.8ha）の墓地が必要になると推計されます。また、墳墓の形態や埋葬方法も多様化する傾向にあります。市域における新たな墓地の立地に関する適地は、宅地等の土地利用が進んでいることから、非常に厳しい状況下にあります。

このように墓地需要に対する墓地の確保が厳しい状況を踏まえ、既存墓地の有効活用や埋葬方法の多様化による墓地のコンパクト化等を啓発・促進すると共に、市域における新たな墓地の整備と広域的な墓地施策による墓地の確保等を推進します。

基本目標 3

墓地立地とまちづくりとの調和に向けた規制・誘導のルールをつくります

沖縄県では個人墓地を容認してきた背景があり、そのことが無秩序な墓地の散在化や道路整備・区画整理事業及び公共施設の整備等の土地利用に支障をきたす要因となっています。

さらに、今後、想定される墓地需要に応えるための墓地整備が求められています。しかし、本市は市街化をはじめとする土地利用の発達により、新たな墓地立地は厳しい状況にあると言えます。

このような問題に対応するために、墓地と住宅地の混在を軽減又は防止に努めると共に、計画的な土地利用及びまちづくりの推進、新たな墓地需要に対する墓地整備等を総合的に取り組み、墓地立地とまちづくりの調和ある展開をめざします。

また、新たな墓地需要による個人墓地の新設等が想定されることから、新たな無許可墓地の立地を抑制するために、個人墓地禁止区域等の地域指定を行います。

基本目標 4

墓地行政を計画的に運用する仕組みをつくります

個人墓地の規制・誘導等の墓地行政の新しいルールや基準を設定しても、本計画を策定しただけではその実効力を担保することができません。そのため、実効力を担保する「(仮称)宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例」の制定を検討し、墓地行政を計画的に運用していくための仕組みをつくります。

また、無縁墓地や空き墓の発生防止に備えた墓地台帳システムの整備を行います。

3-2 施策の方向

(1) 既存墓地の適正管理に努め、居心地の良い快適な環境づくりをめざします

1) 生活環境の維持・向上

墓地実態調査より、ほとんどの墓地が住宅と隣接して立地している状況から、より一層墓地周辺の良好な環境づくりが必要となります。このため、既存墓地の適正管理に向けたルールづくりや、管理徹底の啓発、構造の改善及び植樹等による景観の改善、交通や衛生対策の推進、無縁墓地の適切な措置と発生予防対策等を推進します。

2) 無縁墓地及び空き墓対策

今後、無縁墓地や空き墓は、核家族化や少子化の進展に伴い、一層の増加が予測されます。無縁墓地や空き墓は管理がなされなくなることから、荒廃が生じ、生活環境の悪化、景観の阻害、防犯の低下等の問題を引き起こす可能性があります。

このため、無縁墓地や空き墓の発生防止に備えた監視体制の構築、発生時の適切な措置に関するルールづくりなど、予防と措置及び活用対策を推進します。

3) 無許可墓地対策

無許可墓地の解消と新たな発生防止のため、墓地台帳の整備による墓地管理の徹底、地域による監視体制の構築、市民及び墓地業者への墓地埋葬法の周知の徹底、条例による公表制度や罰則規定を盛り込むことを検討します。

また、新規墓地の建設や改装等に伴う墓地等の経営許可申請(以下、経営許可申請と言う。)時には、建設予定地へ建設計画の概要を記載した標識の設置を義務付けるなど、無許可墓地を特定できる体制づくりを推進します。

4) 伝統的な墓地、埋葬の継承

伝統的な沖縄の墓地形態を継承したいという市民意向が高いことから、伝統的な門中墓や地域の共同墓地等については存続・継承を推進します。

また、亀甲墓や破風墓等が地域固有の風土景観を形成している所では、積極的に保全するものとします。

(2) 新たな墓地需要に応える墓地の整備を推進します

1) 需要と整備量の把握

本市では平成44年までに3,620基(約3.8ha)の墓地が必要になると推計されます。これらの墓地需要に応えるための墓地供給体制の整備を推進します。

2)公営墓地の整備

墓地埋葬法では、墓地の永続的な管理の観点から原則として地方公共団体が整備するものとしています。そのため、新たな公営墓地の整備を推進します。

3)民間霊園の整備

墓地需要量に対して、公営墓地による墓地供給量がまかなえない場合については、宗教法人や公益法人等の民間による霊園整備を推進します。

4)個人墓地の整備

個人墓地は、公営墓地、民間霊園によって対応できない分のみ、ある一定のルールの下で個人墓地禁止区域以外の区域において可能とします。

5)墓地、埋葬の多様化への対応

多様化する墓地（墳墓）ニーズに対応するため、墓地用地の確保と墓地形態の多様化や墓地のコンパクト化等を推進します。また、墓地以外での樹木葬等の自然葬については、新たな環境問題等の発生が考えられることから、ルールづくりを検討します。

(3)墓地立地とまちづくりとの調和に向けた規制・誘導のルールをつくります

1)個人墓地禁止区域の設定

無秩序な墓地立地を抑制する個人墓地禁止区域を設定します。個人墓地禁止区域の設定に当たっては、都市計画マスタープラン等の関連計画との整合を図ります。

2)適正立地に向けた誘導

個人墓地禁止区域内に立地している既存墓地については、新たに整備された墓地や墓地区域への移転を誘導・啓発し、出来る限り墓地の集約化を推進します。

(4)墓地行政を計画的に運用する仕組みをつくります

1)宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例の制定

墓地行政の実効性を担保する「(仮称)宜野湾市墓地、埋葬等に関する条例」を検討し、制定します。

2)墓地台帳システムの構築

県からの権限移譲を受けた経営許可申請の受付を行うに当たって、情報の一元化、個別情報の管理等を効率的に運用するための墓地台帳システムを検討し、構築します。

3-3 施策の体系

基本目標 1

既存墓地の適正管理に努め、
居心地の良い快適な環境づ
くりをめざします
【既存墓地の適正管理】

墓地緑化や適正管理による生活環
境の向上

無縁墓地の改葬、空き墓の有効活
用等による無縁墓地の減少対策

許可制度浸透による無許可墓地の
減少

伝統的な墓地、埋葬の継承

基本目標 2

新たな墓地需要に応える墓
地の整備を推進します
【新たな墓地需要への対応】

墓地需要量の把握と整備量の設定

公営墓地の整備

民間霊園の整備

個人墓地の整備

多様化する墓地、埋葬方法への対応

基本目標 3

墓地立地とまちづくりとの
調和に向けた規制・誘導のル
ールをつくります
【墓地の適正立地に向けた
規制と誘導】

個人墓地の乱立を抑制するための
個人墓地禁止区域の設定

墓地の集約、適正立地に向けた誘導

墓地等の経営許可申請に係る手続き
の周知

基本目標 4

墓地行政を計画的に運用す
る仕組みをつくります
【計画的な墓地施策の展開】

条例の制定

墓地台帳システムの構築